

令和6年度第11回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年1月20日(月) 午前9時30分～午前10時30分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中16名)

荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 潤之、恒富 竹司、中川 恵美子、
西村 健、八木 学、安田 敏男、安野 正純、
吉武 和子、賀屋 忠之、徳田 文雄、中野 克俊

(2)欠席委員(3名)

伊藤 良一、長尾 誠大、藤原 敏郎

(3)事務局

塚本局長・政田参事・岩瀬副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席16名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中野 克俊(なかの かつとし) 委員 及び、
西村 健(にしむら つよし) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、92アールとなります。

議案第2号、黒川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、143アールとなります。

議案第3号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、42アールとなります。

議案第4号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、403アールとなります。

議案第5号、名田島、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、0.8アールとなります。

議案第6号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、76アールとなります。

議案第7号、阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、2アールとなります。

議案第8号、徳地堀、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、5アールとなります。

議案第9号、徳地小古祖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、4アールとなります。

議案第10号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、40アールとなります。

議案第11号、徳地串、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、91アールとなります。

議案第12号、徳地山畑、徳地島地、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、711アールとなります。

議案第13号、徳地藤木、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、103アールとなります。

議案第14号、阿東生雲東分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、398アールとなります。

申請人は、●●●●の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第15号、阿東生雲東分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、417アールとなります。

申請人は、●●●●の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、および地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第4号については、A委員が利害関係者になりますので委員には一度退出いただきます。

会長

それでは、まず議案第4号について、委員の皆さんの意見を求めます。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、議案第4号に係る議案審議を終わり、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第4号については、「許可」といたします。

それでは、議案第4号以外の議案について、審議を行いますので、A委員の入室を求めます。

会長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、議案第4号を除く、農地法第3条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第4号を除く議案についてすべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第4号を除く、農地法第3条に係る議案については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください

い。

議案第16号、大内御堀五丁目、用途地域内にある第3種農地で、道路を拡幅するものです。

議案第17号、古熊二丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第18号、佐山、集団的に存在する第1種農地で、道路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とした農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4項に規定する、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

議案第19号、佐山、集団的に存在する第1種農地で、道路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とした農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4項に規定する、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

議案第20号、小郡長谷一丁目、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第18号、19号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案および参考位置図を御確認ください。

議案第21号、仁保中郷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第23号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第24号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備

を設置するものです。

議案第25号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、大内千坊三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第27号、大内矢田南一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行となります。

議案第28号、大内矢田南三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第29号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、宮野上、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第31号、糸米一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第32号、吉敷上東一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第33号、黒川、公共施設から比較的近い第2種農地及び、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、商業施設等を整備するものです。

なお、この案件については、開発許可と同時施行となります。

議案第34号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第35号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第36号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行となります。

議案第37号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第38号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行となります。

議案第39号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地を整備するものです。

議案第40号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第41号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行となります。

議案第42号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第43号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第44号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第45号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第46号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第47号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第48号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第49号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に通路を整備するものです。

なお、議案第48号および第49号につきましては、申請書類に不備があること及び、土地利用計画に疑義があるため、川西地区協議会において保留となったものです。

議案第50号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に、事業所用地を整備するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行となります。

議案第51号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第50号については、B委員が利害関係者になりますので一度退出いただきます。

会長

それでは、議案第50号について、委員の皆さんの意見を求めます。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で、議案第50号に係る議案審議を終わり、採決に入ります。

只今審議しました議案第50号について「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第50号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

それでは、議案第50号以外の議事について、審議を行いますので、B委員の入室を求めます。

会長

それでは、議案第50号を除く、農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わり、採決を行います。

議案第48号、49号については保留にすることとし、議案第50号を除く他の議案について全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案29号、33号、44号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第48号、議案第49号、議案第50号を除く、ほかの議案

については「許可」といたします。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案41ページを御覧ください。合わせて参考位置図46ページをお開きください。申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第52号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地です。
父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

C委員

相続したのはこの納税猶予申請予定地だけでしょうか。

D委員

納税猶予の申請地以外に、周辺の干拓された農地を持っています。

C委員

納税猶予を受けない土地は、手放す予定ではないでしょうか。

D委員

干拓された農地は価値が低いので納税猶予を受けず、家の近くの農地だけ納税猶予を受けているみたいです。

耕作できないほどの高齢でもないので手放すことなく営農するみたいです。

C委員

わかりました。

会長

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案42ページをお開きください。

議案第53号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計138筆 293,058㎡です。

なお、今月はこのうち3筆 4,735㎡の所有権移転申請がございました。

詳細は43ページから45ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求め

ます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案46ページをお開きください。

議案第54号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計872筆 2,880,318㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案47ページをお開きください。合わせて、参考位置図47ページ以降を御覧ください。

議案第55号から議案第61号について、一括で説明いたします。

中央地区5件、川東地区1件、徳地地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第55号、56号、および58号から61号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第57号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年1月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 中野 克俊

署名委員 西村 健

記 録 者 岩瀬 彰英